

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

テクノホライゾン・ホールディングスグループは、オプト・エレクトロニクス技術を核に様々な製品とサービスを提供し、グローバルな「人と社会」に貢献することを事業の目的としております。当社グループが対象とする市場分野は、教育・セキュリティ・FA・画像処理等多様な分野にわたりますが、「技術を生かすこと」「皆様のお役に立つこと」に関しては一貫してその姿勢を貫いてまいります。

また当社は、経営の透明性・健全性、コーポレート・ガバナンスの充実のため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主様をはじめとするステークホルダー重視の公正な経営システムを構築し、長期的・継続的に維持改善していくことを、極めて重要な経営課題の一つと認識しております。

当社はこうした観点から、グループ企業全体の運営の基本原則を次のように定め、実行してまいります。

- (1) コンプライアンスを徹底すること。
- (2) 顧客満足に徹すること。
- (3) 公正かつ透明な事業活動を行うこと。
- (4) ダイバーシティーの精神に則ること。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(有)野村トラスト	1,480,000	7.02
(有)野村興産	585,120	2.77
テクノホライゾン・ホールディングス従業員持株会	424,020	2.01
IDEC(株)	404,860	1.92
(株)SBI証券	299,400	1.42
榊 泰彦	295,989	1.40
第一生命保険(株)	290,000	1.37
(株)大垣共立銀行	264,000	1.25
榊 信之	236,993	1.12
榊 雅信	227,483	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
玉置 浩一	公認会計士										
寺澤 和哉	税理士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉置 浩一	○	公認会計士	玉置浩一氏は、公認会計士として長年培われた企業会計に係る知識と経験に基づき、外部の視点からの有益な意見をいただくことによりコーポレートガバナンス体制に寄与していただくため、社外取締役に選任しております。又、大株主企業や主要な取引先の出身ではなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の恐れが無いことから独立役員として指定しております。

寺澤 和哉	税理士	寺澤和哉氏は、公認会計士として長年培われた企業会計に係る知識と経験に基づき、外部の視点からの有益な意見をいただくことによりコーポートガバナンス体制に寄与していただけたため、社外取締役に選任しております。
-------	-----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室長から内部監査の方針と実施計画や内部監査の結果広告を受けると共に、随時意見の交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。又、会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告及び監査報告の聴取等のほか、往査時に随時情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。
内部監査室は、会計監査人が実施しているたな卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大原 茂	他の会社の出身者													
原田 彰好	弁護士													
飯田 浩之	税理士													
井上 龍哉	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大原 茂		常勤監査役	銀行で豊富なビジネス経験を持ち、人格・見識とも高く、社外監査役として適切に業務を遂行して頂けるものと判断し、選任しております。
原田 彰好		弁護士	弁護士として企業法務の実務に長年に亘って携わっており、社外監査役として適切に業務を遂行して頂けるものと判断し、選任しております。
飯田 浩之		税理士	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有し、社外監査役として適切に業務を遂行して頂けるものと判断し、選任しております。
井上 龍哉		公認会計士	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有し、社外監査役として適切に業務を遂行して頂けるものと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績と株式価値との連動性を強めることにより、当社の取締役及び子会社取締役のグループ経営に対する意識と業績向上に対する意欲や士気を喚起する為にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気向上のために社内取締役及び子会社の取締役に対し新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容(平成27年3月期)

取締役の年間報酬総額 43,951千円(うち社外取締役 2,400千円)

監査役の年間報酬総額 14,040千円(うち社外監査役 14,040千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役をサポートする専担者は配置しておりませんが、必要に応じて適宜情報の交換や事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役設置会社として、取締役会及び監査役会により、経営執行の監督並びに監査を行ってまいります。

(1) 取締役会及び監査役会機能

【取締役会】

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名の構成とし、必要に応じ外部の専門家の意見を求め、当社グループの経営上の重要な事項の決定及びグループ企業の経営指導、監督に係る重要な意思決定を行います。

【監査役会】

当社の監査役会は4名で構成され、全員が社外監査役でうち1名が常勤監査役です。監査役は、取締役会など主要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を実施しております。監査役会は、監査役会規程に基づき、原則月1回開催しているほか、グループ常勤監査役会議を原則四半期に1回、非常勤監査役も含めたグループ監査役会議を原則半期に1回開催し、情報の共有化をはかっております。

(2) 内部監査及び監査役監査

当社は、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、1名の専任者を置いております。又、主要な事業会社3社にも内部監査室を設置し4名の専任者を置いております。当社及び事業会社の内部監査室は、年間の監査計画に基づき連携及び役割分担を定め、内部監査室を設置していない事業会社も含め当社及び事業会社の各部門の業務プロセスの適正化状況や法令遵守状況等を監査し、改善指導及びフォロー等を継続的に実施しております。

(3) 会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に「有限責任 あづさ監査法人」を選任しており、適宜、法令に基づく適正な会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間に、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払うこととなります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のような体制は、当社の状態や規模を鑑み、意思決定の適正性、迅速性を確保し、また、適切な監査機能を果たしうるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券(四半期)報告書、ニュースリリース等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社企業グループは、企業は社会の中で大きな役割を持ち、同時にその社会に対して広く影響を与える存在であるとの認識のもと、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)を事業遂行の最重要課題と位置付実践しております。</p> <p>環境に関する法令、当社が同意した指針、自主基準値を遵守します。</p> <p>当社のために働く全ての人々の環境意識を高め、全員で取り組みます。</p> <p>当社ならびに当社グループ一体となった環境活動を推進し、環境にやさしい技術や製品の開発と提供、および地域・社会との協調連帯による環境活動を通して、相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行い社会に貢献しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社企業グループは、オプト・エレクトロニクス技術を核に様々な製品とサービスを提供し、グローバルな「人と社会」に貢献することを事業の目的とし、「コンプライアンスの徹底」「顧客満足に徹すること」「公正かつ透明な事業活動を行うこと」等を運営の基本原則として実行しております。</p> <p>こうした基本原則のもと、当社は「企業内容の積極的かつ公正な開示」を謳った行動指針に則り、当社およびその子会社の業務、運営等に関する会社情報であって、株主・投資家の有価証券の投資判断に影響を与える可能性がある重要な会社情報について公正かつ適時・適切な開示を行います。それにより、株主・投資家、地域社会をはじめとするステークホルダーの皆様の当社グループに対する理解を促進するとともに、株主・投資家の皆様との対話を通じ、適切な市場評価が形成されるように努めております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、持株会社である当社のもとに事業を展開する事業子会社を置く体制をとっています。

当社は社会から信頼され持続的に成長していく企業として、経営の透明性・健全性及びステークホルダーの利益を重視し、かつ長期的・継続的に企業価値を高めることが極めて重要な課題であると認識しております。

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、長期的・継続的な企業価値の向上を実現し、また、株主価値の観点から経営を監督する仕組みを確保する目的で監査役会設置会社制度を採用しております。

取締役会は、公正かつ透明性の高い経営を実現するために、2名の社外取締役を選任しており、監督機能の強化と意思決定の質の向上をはか

っております。取締役会規程に基づき、当社業務執行の最重要事項につき審議・決議する取締役会を原則月1回開催しております。

取締役会による監督機能に加え、監査役会は、4名全員を社外監査役とし、経営のモニタリング機能の強化をはかっております。

ロ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社グループの内部統制システムは、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題として認識し、コンプライアンス及びリスクマネジメント推進活動をグループ全体において積極的に展開し、監視機能の強化をはかっております。コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進活動は、グループ会社の管理部門管掌役員が定期的にそれらの整備状況を取締役会に報告するとともに、モニタリング及び見直しを適宜行うことにより、より適正かつ強固な体制の整備を行っております。

(整備状況)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループはコーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、長期的な視点でのグループ経営を担う持株会社と、それに基づく短・中期的な事業執行を担う各事業会社との機能分担により、監査役会設置会社による経営管理体制のもと、各々の権限に基づく責任体制を構築し

ております。当社では、コンプライアンス関係を含めた諸規則の整備・運用により、当社及び当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築と実践に努めています。また、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、ガバナンス体制を強化しております。

2. 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務遂行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、当社及び当社グループの経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役もしくは監査役から要請があった場合には、常時閲覧可能な状態としております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び当社グループは、経営理念の追求のために必要な業務から生じる様々なリスクを認識し、また、新たな業務から生じると予測される様々なリスクを十分に検討したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主の利益や社会信用の向上をはかることを方針とし、適切なリスク管理体制を構築しております。

(2) この方針のもと、より広範なリスクへの対応力を強化する観点から、リスク管理全体を統括する経営の諮問会議として「内部統制運営委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に則り、リスクの評価・リスクへの対応等、リスクマネジメント体制の充実をはかっております。なお、万一本物の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とした「危機対策本部」を速やかに設置し、さらに必要に応じて社外アドバイザーも加えて迅速に対応することにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、「組織規程」並びに「職務権限規程」に定める職務権限並びに業務分掌において、それぞれの責任、権限、執行手続きの詳細について定め、厳正かつ効率的な業務執行が行われることを確保するための体制を整備しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループは、社内コンプライアンス体制の充実・強化を進めております。当社では、諮問機関として、監査役全員の他、取締役会の決議による選任者からなる「コンプライアンス委員会」を設け、当社及び当社グループにおける法令遵守の社内体制、規程類の作成状況、法令遵守状況を確認し、審議を行い、法令遵守違反の未然防止をはかっております。また、コンプライアンス違反や、そのおそれのある場合の内部情報の通報・相談窓口として「ホットライン窓口」を設置する等、組織体制を整備しております。

(2) 株主及び資本市場に対して法令に則った透明性の高い情報の適時開示をタイムリーに実施するために「情報開示委員会」を設け、社内情報の収集、情報開示の適否、開示内容の審議を行う体制としております。

(3) 代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、遵法・リスクマネジメント・内部統制システム等の監査を常勤監査役と連携して当社グループ全体に対して定期的に実施し、結果はその都度代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性及

び効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行い、内部統制の確立をはかっております。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) 当社のみならず、グループとしてコンプライアンスの推進をはかっていくことが重要であるとの考えに基づき、グループ会社においても業務に関し当社と同等水準の適正な運営を確保するための体制整備に努めております。
- (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づいて子会社管理を行うものとし、経営企画部が中心となり、グループ各社の数値目標の進捗状況やトピックス等について月次でレビューし、必要に応じて改善指導や支援を行っております。また、当社の内部監査室が子会社について法令・社内ルールに沿った業務が行われていることを監査しております。
- (3) 当社グループの経営に関する重要事項を適切に審議・報告するとともに、グループの企業価値の最大化を追求するため、「テクノホライゾングループ戦略会議」を設置して、原則毎月1回開催することとし、定例以外は必要時に開催いたします。
- (4) 取締役は、グループ会社において、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告することとしております。
- (5) 子会社において、当社から受けた経営管理、経営指導内容が法令に違反したり、その他コンプライアンス上で問題があると判断した場合には、子会社から当社の内部監査室に報告することとし、内部監査室長は直ちに代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも報告する体制としております。また、監査役は当社の取締役に対し、改善策を求めることがあります。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役が使用人を置くことを求めた場合、当該使用人の人事は取締役からの独立性の確保に留意し、監査役との協議の上任命するものといたします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社において、取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項、その他取締役会または監査役会が定める業務・業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告することとしております。その他、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする等、適正な報告体制の構築に努めております。
- (2) 「ホットライン規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、「コンプライアンス委員会」を通じ、監査役に対し適切な報告体制を確保しております。
- (3) 監査が効率的かつ効果的に行われるため、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視・検証する体制を確保しております。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、必要な前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び当社グループの財務報告を適時・適切に行うものとし、その信頼性を確保することを最重要視して対応しております。
- (2) 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準その他関連法令を遵守しております。
- (3) 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための社内体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、社内専門部署への相談を含め断固として対決することとし、当社及び当社グループの役員・使用人に対し、啓蒙活動を実施しております。
- (2) 当社は、反社会的勢力とは一切接触しないことを基本方針としており、反社会的勢力に対する対応は、「反社会的勢力への対処要領」に基づき総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携して対処する体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示にかかる基本方針

当社は、上場会社としての社会的責任を十分に認識し、重要事実にかかる情報の管理等につきまして「グループインサイダー取引防止規程」を定め、適正な運営を行うことにより、インサイダー情報の漏洩防止及び違法なインサイダー取引の未然防止ならびに会社情報の適時、公正かつ公平な開示に努めております。

2. 開示体制

当社は、会社情報を開示するにあたって、会社情報の性質により次のような体制を構築しております。

(1) 決定事実

会社の業務執行上重要な事項は、情報漏洩の防止を図りながら取締役会へ起案され決定致します。取締役会では、決定した重要事項が、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則に照らし、開示が必要か否かも審議し決定します。開示を要する場合は迅速かつ正確にその情報を開示しております。また、その開示内容の正確性を担保するため、必要に応じて外部専門家等に助言を求めております。

(2) 発生事実

重要事実が発生した場合は、当該事実が発生した部署から速やかに統括情報管理責任者へ情報が集約されます。その後は、速やかに情報開示委員会を招集し、当会にて株式会社大阪証券取引所が定める適時開示規則に照らし、開示が必要か否かを審議し決定します。開示を要する場合は迅速かつ正確にその情報を開示しております。

(3) 決算情報

決算に関する情報は、経理部において決算数値が確定した後、法定監査が必要な財務諸表については、併行して監査法人による監査を受けます。決算内容が確定するまでの間はその情報漏洩の防止を徹底し、決算内容が確定した段階で取締役会において承認、即日開示しております。

